

KNC NETWORK NEWS

2016年8月27日 発行

経営一言:「最後まで諦めない。ひたむきな姿に感動した。多くの日本国民が勇気や、夢と希望を与えてもらった」 (内閣総理大臣 安倍 晋三氏)

— 所長コメント: 成功とは成功する迄やり続けること。諦めたら全て終わり。仕事でも試合でも一生懸命・一心不乱にやり続ける姿が人を動かし成功を与えてくれる。—



(有)北野財經システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 建設現場、省人化急ぐ

大成—鉄骨溶接ロボを開発、清水—トンネル工事にAI、鹿島—山岳トンネルの工事で火薬をセットするための機械、大林組—既存ビルの外壁タイルを検査できるロボットを開発

2025年には300万人前後必要とされる技能労働者のうち90万人以上不足するとの試算もあり、新技術の導入で対応を急ぐ。

取引先への祝い金支出、交際費か寄付金か 《税務》

取引先の業務拡大や新店舗のオープンといった慶事に伴い、お祝い金を贈るときがあります。このお祝い金は、税務上では「寄付金」ではなく、「交際費」として処理します。

交際費は、得意先への接待、供応、慰安、贈答などの行為のための支出をいいます。

一方の寄付金は、金銭、物品などの経済的利益の贈与、あるいは無償の供与のことです。この原則を基に、具体的な支出目的や事業との関連性の具合に照らし合わせて判断します。冒頭のケースでは、現金を贈与する行為ではありますが、事業上の付き合いのための取引先への支出であることから、税務上は寄付金ではなく交際費として処理します。

寄付金と交際費には損金算入限度額がそれぞれに定められていて、控除制度も異なります。その区別を誤ると税額が本来と違ったものになってしまい、税務調査で問題点を指摘されるおそれもあります。

なお、社会事業団体や政治団体に対する拠出金、神社の祭礼の寄贈金など、事業と関連がない相手への金品の贈与は原則、寄付金となります。

留学中の子供に毎月仕送り、扶養控除の適用は？

《税務》

海外に留学している子供に親が毎月仕送りをしているとします。そして子供は、現地でアルバイトをしていて、小遣い程度の収入があります。

納税者に控除対象となる扶養親族がいると一定額を所得から控除できる制度がありますが、「外国での小遣い程度の収入」がある子供は所得税法上の控除対象扶養親族の要件を満たすのでしょうか。

扶養親族の条件のひとつに、その年の12月31日時点で納税者と生計を共にしていることが挙げられます。冒頭のケースのように親(納税者)が毎月生活費を送金していれば、その子供は一緒に暮らしてはいないものの、税務上では親と生計をともにしているものとみなされるため、扶養親族の条件を満たします。

また、扶養親族の条件には、年間の合計所得金額が38万円以下であることも挙げられます。ここでいう「合計所得金額」は、日本国内での源泉所得金額を指すことから、その子供の現地でアルバイト収入は国外源泉所得なのでその範囲には含まれません。

支払の優先順位 《経営》

人が何らかの窮地に陥ると、それを解決する優先順位の決定が難しくなります。例えば、事業経営において資金繰りが苦しくなった時、限られた現金預金をどこへ優先して支払うべきか非常に迷うものです。

一般に、日常的な債務には仕入代金・手形小切手の決済・借入金返済・税金・給料・社会保険料・一般経費等があります。その債務支払いが法的強制力(税金・給料等)やシステムの強制力(手形不渡りによって銀行取引停止になること等)を持つものと、一般経費等のように法的手続きを取らない限り強制力を持たないものがあります。もちろん他の債務不払も、取引先の信用失墜や労働力不足等を招くこととなり深刻です。

では、支払は何を優先すべきでしょうか。債務の性質・金額・緊急性・資金繰り窮状の程度等によりその選択は難しいですが、一般に経営の破綻に結び付くような債務支払を最優先することになるでしょう(手形決済・仕入代金・給料・借入金返済等)。なお、日常の支払で、債務者の多くは次のような債権者(取引先)に優先的に支払う傾向があります。(1)日頃から取立の姿勢が厳しく、決済方法に関係なく、違反者に対して督促や取引停止を通告する(2)文書・電話・訪問等による請求を小まめに行い、内容証明郵便の利用や法的手段等(支払督促等)も辞さない。

「居住者」と「非居住者」 《税務》

居住者とは、日本国内に住所がある人、または現在まで継続して1年以上日本国内で生活している人です。これらの人以外が非居住者です。例えば海外事務所での事業開始のため、社員を1年駐在させる場合、駐在する社員が居住者の要件を満たしたままであれば、それまでどおりに日本で課税されます。ただし、勤務地の国の税法によっては、勤務地でも所得税が課税されることがあるので注意してください。

駐在する社員が非居住者になると、日本の会社から給与を受け取っても国外源泉所得(海外勤務に対する給与)となり、日本の所得税は課税されず、海外の勤務地で税金を課されます。1年以上の海外勤務の予定で出国した人は、出国当初から非居住者です。海外勤務の途中で滞在期間が1年未満になることが明らかとなったときには、その明らかになった日以後は居住者です。反対に、当初1年未満の海外勤務の予定で出国した人が途中で勤務期間が1年以上になることが明らかになったときも、その日以後に非居住者になります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。